

幼稚園教育要領・保育所保育指針における基本的 生活習慣の取り扱いの変遷

The change of the handling of fundamental habits in the kindergarten education point, the nursery school childcare guidance

高橋 弥生
(Yayoi TAKAHASHI)

Abstract:

In this study, it had been handled in the kindergarten education point and a nursery school childcare guidance about fundamental habits that was the development problem of infants that is a meal, sleep, excretion, cleanliness, five customs of putting on and taking off clothes how or investigated the change. Then these contents knew state and policy of the country, that they depended on the specialty of a person concerned with making at that time again.

Time when Yamashita of the researcher was concerned is shown in greatest detail, and mention about fundamental habits tends to decrease afterwards. As for the nursery school childcare guidance revised in 2008 in particular, the contents extremely decrease by becoming it general rules with becoming it notification.

When childcare contents may become inappropriate by the current kindergarten education point, nursery school childcare guidance with a few mentions of fundamental habits, it is felt uneasy about.

キーワード：基本的な生活習慣、保育上の取扱い、変遷

Keywords：fundamental habits, the handling in the childcare, the change

I. 序論

我が国において基本的な生活習慣の研究を最初に行ったのは、児童心理学者の山下俊郎（1903-1982）である。山下は欧米の心理学研究に示唆を受け、食事、睡眠、排泄、着衣、清潔整頓の5つの習慣を基本的習慣と称し、1935年～1936年（昭和10年～11年）にかけて、幼児の基本的習慣の調査を実施し、それをもとに基本的習慣の自立の標準年齢を明らかにした（山下：1936, 1937, 1938, 1939, 1943）。我が国における基本的な生活習慣の大まかな概念は、この時から定着し始めている。

山下は著書『改訂幼児心理学』（山下, 1953）において、幼児がこの習慣を身に付ける意味を「幼児はけつしてただ一人の孤立した一人つきの切り離された子どもではない。子どもは社会の中に生活している子どもであり、社会の子どもでもある。だから、たとえ小さい幼児であつても、幼児のできる範囲においてできるだけ周囲のいろいろの要求と衝突することのないように、生活の形を整えて行かなければならない。」¹⁾とし、基本的習慣を身に付ける重要性を述べている。現代においても、幼児期に基本的な生活習慣を身につけることは、保育所などの保育内容に

も含まれ、保育者には重要なものと捉えられている。

本稿では、山下が基本的習慣とした5つの習慣が、我が国の保育現場の保育内容でどのように扱われてきたのかを調べるため、これまで発行されたすべての幼稚園教育要領及び保育所保育指針の記載を分析し考察を試みる。幼稚園教育要領・保育所保育指針における記載内容の変遷を把握することは、我が国がこれまで基本的生活習慣の獲得についてどのように考えてきたかを捉えることになると同時に、現在の保育現場における基本的生活習慣の取り扱いの問題点を探る視点となると考えられる。

II. 研究方法

1. 基本的生活習慣の定義

基本的生活習慣の類似用語として山下の使用していた「基本的習慣」、幼稚園教育要領や保育所保育指針で使用されている「基本的な生活習慣」、学校教育法第23条に記載されている「基本的な習慣」、高校の家庭科教科書に登場する「社会的な生活習慣」、その他一般的な概念として使用される「生活習慣」などの用語が登場するが、その定義や用語の相違は明確にされていない。本稿では、前述の通り、基本的生活習慣を食事、睡眠、排泄、清潔、着脱衣の5つの習慣とする。

2. 研究方法

我が国で最初の幼稚園教育要領及び保育所保育指針に該当するものは、1948（昭和23）年に刊行された「保育要領（試案）」である。本研究では、この「保育要領（試案）」から、現在使用されている2008年告示の幼稚園教育要領・保育所保育指針までの60年間に策定され、告示（または公示）されたすべてを対象とし、5つの習慣に関する記述を拾い上げる。また、5つの習慣のうち、食事、睡眠、排泄により構成される生活リズムに関しての記述も、基本的生活習慣の重要な内容と捉え、同様に拾い上げ、これらの変遷を分析する。

III. 幼稚園教育要領における基本的生活習慣の取扱い

1. 「保育要領（試案）」における取扱い

「保育要領（試案）」は、戦後の1947（昭和22）年に制定された学校教育法に基づき文部省が1948（昭和23）年に刊行した保育の指針である。幼稚園は戦後の新学制のもとで学校として位置づけられ、初等教育以前の教育を担う機関として規定されたことで「保育要領（試案）」が作成されたのである。これが現在の幼稚園教育要領に発展するのであるが、「保育要領（試案）」は現在の幼稚園教育要領とはかなり内容が異なり、分量も多い。その内容は、幼児の発達特性から保育内容、園での生活、家庭との連携と多岐にわたっている。また、幼稚園に対する内容だけでなく、保育所についての項目もあり、そのため現在の幼稚園教育要領とは大きく違うものとなった。この「保育要領（試案）」の作られたのは戦後間もないころであったため、現代の子どもの育つ環境とはかなり異なっているといえる。そのような中、基本的生活習慣に関連する内容がどのような取り扱いをされていたか確認し、そのころの幼児教育の重点を探ってみたいと思う。

幼児に関する諸外国の理論はすでに戦前に国内にも入っていたため、幼児に対する理解は現代と根本的に変わりはない。しかし、生活状況が大きく違うので、やはり基本的生活習慣に関する取扱いには差がみられる。表-1は関連する内容を一覧表に示している。そこから以下の点が読み取ることができる。

- ・食事について触れている項目は少ない。
- ・睡眠については、具体的な睡眠時間や起床時刻などを明記している。
- ・排泄について、排便の規則性を強調しているが、オムツを外すことなどには触れていない。
- ・家庭が負うべき内容や父母に対する教育の指針など、家庭での責任を明確にしている。
- ・清潔に関して重視している内容である。
- ・早く自立することを良しとしている記述が

ある。

- ・全体的に具体的な記載が多い。

戦後数年というところで、食事に関する事情は現代とは大きく違うことが想像に難くない。一般家庭では好き嫌いをするような食事は出せなかったであろうし、現代のように様々な食材があったわけではないだろう。そのために食事に関する記述は少なくなったと考えられる。さらに、保育の場で保育者の指針とすることが目的であったので、当然のことながら保育の場で必要な記述が多く見られる。清潔の記述が多くなったのはそのためであろう。集団で生活をする中で、伝染病の蔓延を防ぐためには、清潔の

指導を徹底する必要があると思われる。戦後の衛生事情も現代とは比べ物にならないくらい悪かったということも影響を与えていると考えられる。

そして、基本的な生活習慣を身に付けるための基盤となるのが家庭であるということが当たり前だったことも、食事や着脱衣さらにはオムツ外しに関する記述を減らしている一因であると考えられる。下表の「家庭の一日」の記載が、「幼稚園の一日」や「保育所の一日」に比べ倍以上の記載量になっていることから、基本的な生活習慣の自立のための指導が、家庭中心で行われていたことを明確にしている。

表-1 「保育要領（試案）」内の基本的な生活習慣に関する記述

三	幼児の生活指導	
1	身体の発育	1. 良い環境をととのえ、十分な栄養をとり、適度な運動をさせ、十分な休養と睡眠をとらせ、病気の予防に万全の措置をとり、健康のよい習慣をつけるように努力しなければならない。
4	社会的発達について	5. 身のまわりの始末を自分できちんとし、いつまでもまわりのおとなにたよらない生活を、できるだけ早くさせるように子供たちにしむけよう。…中略…独立した、自分の生活を自分でやって行く自立的生活態度は、まず身のまわりの始末の訓練を通じて養うことができることを考え、なるべく早く自立の習慣を養いように心がけたい。
五	幼児の一日の生活	
1	幼稚園の一日	間食と昼食―間食と昼食の前には、必ず手を洗わせ、うがいをさせ、台拭き、弁当運びなどをさせる。 休息と昼寝―間食ののち十五分ぐらいの休息と、昼食後、約四、五十分間手足を伸ばして昼寝をする。…中略…幼児がぐっすり眠っていても、一定の時間を過ぎたら起こすようにした方がよい。 排便・排尿―健康の習慣上、排便はなるべく定時、たとえば登園前に家庭でさせることが望ましい。排尿は登園して来た時、昼食・昼寝・帰りの前等定められた時間にすることがよい。
2	保育所の一日	間食と昼食―…中略…楽しく歌などを歌いながら友達と楽しく終わるのを待ち合わせ、「いただきます」を言ってそろうて食べる。 休息と昼寝―間食後の休息と昼食後の昼寝は、四季を通じて全部の幼児に必ずさせた方がよい。…中略…幼児に自分でやっているという気持ちをいだけさせるような手伝い方を。…中略…睡眠時間は、寝具の用意、片づけの時間を加えて、一時間半ぐらいが適当である。
3	家庭の一日	起床―決まった時間に起こすことが健康の習慣の基礎として必要である。だいたい、夏は六時半、冬は七時ごろが適当と思われる。着物を自分で着替え、寝間着は自分で片付ける習慣をつける。 排尿―起きたらすぐ排尿させる 洗面―歯ブラシで歯をみがかせる。…中略…二、三歳児には、必ず水歯磨きか塩水を使って、飲みこまないように注意して使わせる。顔と手をていねいに洗いきれぐれもよく洗わせる。 朝のあいさつ―なるべくみんながそろって落ち着いたところで「おはよう」あいさつをする習慣をつける。 排便―一人間は一日に一回規則的に排便することが健康のためによく、幼児たちには、なるべく朝排便する習慣をつけるのがよい。 手洗いと入浴―身体の清潔は幼児の健康上特に必要なことで、遊びから帰ったら、必ずうがいをし、手足をていねいに洗い、夏なら毎日お湯をわがして行水させ、四季を通じて、なるべく入浴をさせる。 就寝―季節によって多少の変動はあっても、睡眠時間は十分にとりたい。…寝る前には、排尿し、口をすすがせる。
六	幼児の保育内容―楽しい幼児の経験―	
3	休息	(二)、休息のとおり方 …保育時間の長い四歳未満の幼児は午後一回の昼寝を必要とする。三歳未満の場合は午前、午後の二回あってもよい。…中略…睡眠時間は家庭における睡眠を妨げない程度とする（一時間ないし一時間半ぐらい）。昼寝をさせる時には、その準備や片づけをなるべく自分でできるようにする（就寝前後の用便、衣類の脱ぎ着、寝具の始末、髪とかしなど）。
11	健康保育	…また絶対的な休息としての夜の睡眠は十分にとるように家庭と連絡を密にしたい。 生活習慣、規則正しい生活は健康の基である。起床時間・就寝時間を一定にし、食事・間食・昼寝・排便等、すべて規則正しくすることは、すべての身体の働きと休息の効果を十分にあげることができる。 また清潔の習慣を養うことも健康生活のために欠く事のできない大切なことである。食前に手を洗うこと、戸外運動後に手と足を洗うこと、顔を洗うこと、うがい、鼻をかむこと、歯をみがくこと、つめ切り、髪の手入れなどはすべて幼児が、自分でできるように習慣をつけたい。また衣服や手ぬぐいなどを清潔にすること、せきやくしゃみをするときに人の方に向かってしないというような習慣を養うことが必要である。
七	家庭と幼稚園	
3	父母教育の指針	(二) - (ロ) - 1. 基本的な生活習慣は個々の児童に適合すること。 (二) - (二) - 2. 食事の習慣についておとながあまりこまごまと世話をしたり心を配り過ぎないこと。そうするとかえって悪い習慣がつくことと考えておくこと。 (二) - (ホ) - 1. すべての子供が同じ睡眠時間を必要とするものではない。めいめいに応じた睡眠時間をとらせるようにすること。

(筆者作成)

2. 1956（昭和31）年幼稚園教育要領における取扱い

1948年に刊行された「保育要領（案）」を改訂したものが1956（昭和31）年に作成された幼稚園教育要領である。しかし、実際には改訂という内容のものではなく、全く新しい内容になっている。大岡（大岡、2012）によれば、それまでの幼児教育の在り方と「保育要領（案）」の内容がかけ離れていたことで保育者の混乱が大きかったことや、それ以上にカリキュラムブームにあった教育界の影響を受け、幼稚園においてもカリキュラムを編成する機運が強くなり、そのために役立つ内容のものが必要とされていたことが背景になっているということである。「保育要領（案）」が保育所や家庭に関する内容が含まれていたのに対し、この幼稚園教育要領は幼稚園に関する内容に限定された。また、小学校との一貫性が考慮されたことにより、幼稚園教育の内容が「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画制作」の6領域に区分されている。ゆえに、当然ながら基本的な生活習慣に関する記載内容も「保育要領（案）」とはかなり変化がみられる。

基本的な生活習慣に関する記載内容を一覧にしたものが表-2である。まず、基本的な生活習慣という用語は使用されておらず、それに代わる言葉として「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣」とし、具体的には「清潔・食事・排便・衣服・休息」の5つを示している。用語としては使用されていないが、内容は5つの習慣について述べているということである。

前述の通り、この幼稚園教育要領から保育内容が6領域に区分されている。この時から、基本的な生活習慣は健康の領域にその多くが含まれることとなった。領域の健康は、現代にいたるまでその他の領域に先立って第一に取り上げられる領域である。というのも、まずは健全な心身、順調な発育・発達、安心・安全な日常、といったものが生活の基盤になっているからであろう。この時の幼稚園教育要領では、第I部幼稚園教育の目標の第1に「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸

機能の調和的発達を図ること」と示されており、まさに基本的な生活習慣を身に付けることを幼稚園教育の第一の目標に据えていることがわかるのである。

さらに、5つの習慣については現在の幼稚園教育要領と比較して、非常に詳細な記載がなされている。表-2を見ると、やはり清潔の習慣に重きが置かれていることがよくわかる。第一に取り上げられていること、そしてその項目数がその他の習慣の倍程度あることにより、昭和30年頃の日本において、幼児に清潔の観念を身に付けさせたかったという作成者の思いが読み取れるのである。食事の習慣に関しても、この時から含まれている。戦後15年を経て、日本の経済が高度経済成長の時代に向けて回復してきているこの時代、食事に関しても急激に豊かになってきていた。そのような背景から「食べ物の好ききらいを言わない」「楽しく食事をする」といった項目が含まれることになったと推測することができる。睡眠の習慣は「休息」として示された中に含まれている。今回の幼稚園教育要領から保育所の内容に含まない形になったため、基本的には保育の中で睡眠をとることはなく、そのため睡眠という名称の項目にはなっていないのであろう。

3. 1964（昭和39）年幼稚園教育要領における取扱い

1964（昭和39）年に施行された幼稚園教育要領は、基本的な構成は1956（昭和31）年のものと大きな変更はなかった。ただし今回のものから、基本的な生活習慣という用語が明確に使用されている。表-3にその記載内容をまとめた。

基本的な生活習慣の視点から見ると、その記述は量的にはかなり削減されたといえる。前回のものが、5つの習慣それぞれについて詳しく保育内容を記載していたのに対し、今回のものは清潔、食事、排泄について簡単に触れているだけである。ただし留意事項の中で、基本的な生活習慣の指導については、家庭との連携を密にすることや適切な時期に繰り返し指導する、といったような指導の基本事項が記載されている部

分は、前回から大きく変更された点といえるだろう。「保育要領（案）」には、家庭に関する章が立ててあったこともあり家庭との連携についての記載があったが、前回の幼稚園教育要領からはその記述がなくなっていた。また、指導すべき事項が列挙されてはいるものの、指導のための配慮事項などは一切なかったのである。しかし今回のものには幼児の持つ特性に配慮した指導についての記述が出現している。カリキュラム編成のための幼稚園教育要領であった前回の趣旨から、幼児の発達特徴を視野に入れた保育内容を重視した幼稚園教育要領に変化してきたということができよう。

基本的な生活習慣に関する内容は、やはり清潔の習慣に関する記述が中心となっている。特に留意事項には、公衆衛生についての関心を引き起こすことや伝染病などの病気の予防について知らせるように求めているのである。結核や赤痢などが命取りになっていたこの時代、身のまわりを清潔に保つことが伝染病の蔓延を予防することを、幼児にも指導しようとしていたことがうかがえる。現代の日本の清潔志向は、このころの保育方針が影響しているのかもしれない。また、記載内容を注意深く見ると、基本的な生活習慣とは、5つの習慣のほかに、社会的なルールを守る、といった道徳観に関する内容を含んでいることがわかる。これもまた、戦後20年以上を経て、日本人の道徳観が乱れてしまったことが反映されているように感じる。

4. 1989（平成元）年幼稚園教育要領における取扱い

1964（昭和44）年から25年間、幼稚園教育要領の改定は行われなかった。今回の改定により大きく変更されたのは、保育領域の区分である。これまで小学校へのつながりを意識させる6領域だったが、今回から「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域に変更となった。これは、幼児の生活の特性や幼稚園での遊びを中心とした生活を考慮してのことであった。この中でも「健康」は第一に取り上げられており、基本的な生活習慣に関する内容も「健康」の領域に含まれている。この点に関し

ては、1956（昭和31）年に最初の幼稚園教育要領が刊行された時から変わらない点である。しかし、今回の幼稚園教育要領では基本的な生活習慣という表現ではなく、「基本的な生活習慣」という表記になっている。意味合いに大きな違いはないため、これ等に関連する内容の記載について注目してみることにする。記載内容は表-4の通りである。

25年を経て、日本の状況は大きく変わっている。幼稚園の数も増加し、幼児教育についても様々な検討がなされてきた。保育者養成校も多くなり、その教育課程には幼児の発育・発達に関する理解を含め、幼児の心身について、保育技術と同様に学ぶように組まれている。そのため、幼稚園教育要領には幼児理解に関する内容や、指導方法に関する具体的な内容は含まれなくなった。

基本的な生活習慣に関する記述に注目しても、その記載はかなり減少してきている。ただ、第1章総則の2幼稚園教育の目標には、最初の項目である（1）に「健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること」と示されており、健全な心身の基礎が基本的な生活習慣の形成にあること、そしてそれが幼稚園教育の目標の第一であることを示しているのである。しかし、それ以外の記載はかなり削減されており、特に前回の第2章で留意事項として挙げられていた、家庭との連携に関しては全く触れられていない。

また、生活リズム、という用語が平成元年の幼稚園教育要領から使われているが、基本的な生活習慣とは違う意味でとらえられているようである。第3章の1（6）の記載は、指導計画を作成するための配慮事項で、幼稚園の一日の生活の中での活動内容を指しており、基本的な生活習慣から見る生活リズムとは違う視点で書かれていることがわかる。

5. 1999（平成10）年幼稚園教育要領における取扱い

この時の改定では、全体的な内容に大きな変更はなかった。表-5に示したとおり、前回ま

で5領域の取扱いは「留意事項」として記載されていたが、今回から「内容の取扱い」という形で前回より詳しく記載されている。

基本的な生活習慣に関する内容についてみると、幼稚園教育の目標の第一にあげられていること、領域健康のねらいの(3)にあげられ、その内容について触れていることは、前回の内容と全く同じである。しかし、前回第3章の指導計画上の留意事項に分類されていたものが整理され、領域健康に関するものは「内容の取扱い」に変更となっている。さらに第3章においては、この頃増加していた幼稚園の3歳児保育に関しての記載が含まれていることがわかる。

6. 2009(平成20)年幼稚園教育要領における取扱い

現行の幼稚園教育要領である。教育基本法が平成18年に改正されたことを受け、学校教育法が平成19年に改正され、それにより幼稚園教育は「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」教育をになうものとして第22条に位置づけられた。さらにこの改正を受けて作成された幼稚園教育要領は、それまで記載されていた幼稚園教育の目的が学校教育法に記載されたことを受け、その部分が削除されることとなった。つまり、幼稚園教育に関して、幼稚園教育要領より上位の法令に規定されたことになる。幼児教育の重要性が認識されたということであろう。基本的な生活習慣の記載については表-6に示した。

現行の幼稚園教育要領より加えられた内容には、幼稚園における保育時間以外の預かり保育に関する点がある。「教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動など」とされ、いわゆる預かり保育に関しての内容が記載されることとなった。保育時間が長くなるということは、幼児の生活リズムにも何らかの影響があると考えられ、第3章第2で保育内容の配慮事項などを含め詳しく触れられることとなった。

また、2005(平成17)年食育基本法の成立を受け、食育に関する内容が領域「健康」に含まれることとなった。基本的な生活習慣の食事と関連する部分もあるので、表の中には記載事項

として取り入れることとした。

健康の領域において見られる変更点は、3内容の取扱い(5)の部分で、「家庭での生活に配慮し」という一文が加えられたことである。様々な家庭環境があり、核家族、共働き家庭、単親家庭などの増加が幼児の生活環境に大きな変化を与えている状況がうかがえる。それらを配慮した上で、幼稚園における指導を行うべきであるという点を強調しているといえる。

IV. 保育所保育指針における基本的な生活習慣の取扱い

1. 1965(昭和40)年 保育所保育指針における取扱い

保育所保育指針ができたのはこの時が最初である。昭和36年頃から政治が保育に関心を向け始め、中心的な政党が保育政策を発表するようになり、それを受けて中央児童福祉審議会に保育制度特別部会が設置された。そして保育所の保育内容の充実を図るために、保育所保育指針を作成したのである。その基本的な考え方として、保育という営みを乳幼児に対する養護と教育とが一体となった育成の営みとしている(山下、1965)。そして保育所の保育は、人間形成の営みであるので、教育の部分は幼稚園と共通の基盤の上に立つとして、幼稚園に就園する年齢の幼児に関しては、幼稚園教育と異なる教育的営みを与える内容となっている。

ちなみに、この時の保育所保育指針作成の中心となった保育制度特別部会の委員には山下俊郎が含まれている。また、保育所保育指針の解説書については編者となっていることから、保育所保育指針及びその前年に発表された幼稚園教育要領にも、山下俊郎の考えや研究が影響を与えていると考えることができるだろう。そのためか、基本的な生活習慣に関する内容は、かなり細かい記載がみられる。ただし基本的な生活習慣という言葉は使用されず、山下が自らの研究で使用した、基本的な習慣という言葉となっている。記載内容は表-7に示した。

表-2 昭和31年 幼稚園教育要領内の基本的な生活習慣に関する記述

第I章 幼稚園教育の目標		
1	健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。	
1	清潔・食事・排便・衣服・運動・休息などについての健康によい習慣がつく。	
2	身のまわりの始末が、ひとりでできるようになる。	
第II章 幼稚園教育の内容		
1 健康		
(1) 幼児の発達上の特徴		
	食べ物の好ききらいをする。	
(2) 望ましい経験		
1	健康生活のためのよい習慣をつける。	
清潔	皮膚・髪の毛・つめなどをきれいにする。	
	仕事や遊びのあと、よごれた手足や顔をきれいにする。	
	せっけんや消毒液の使い方を知る。	
	歯をみがいたり、うがいをしたりする。	
	はなをかむ。	
	汗をふく。	
	手ぬぐいやハンカチを、いつも持っている。	
	ちり紙やハンカチを、いつも持っている。	
	はな紙や紙くずは、きれいにしておく。	
	使いよごした道具は、きれいにしておく。	
	水飲み場や手洗場などをきれいに使う。	
	戸や窓を開閉して換気する。	
	食事	食事の前に手を洗う。
		簡単な食事の準備やあとかたづけを手伝う。
		食事の前後、しばらくは静かに休む。
よい姿勢で食事する。		
おちついてよくかみ、こぼさないで食べる。		
排便	食べ物の好ききらいを言わない。	
	楽しく食事する。	
	なるべくきまった時間に用便する。	
	便所で排便する。	
衣服	便所や衣服をよごさないように用便する。	
	用便後の始末をじょうずにする。	
	用便のあと、手を洗う。	
	できるだけ自分で衣服を着たり脱いだりする。	
休息	清潔でさっぱりした衣服を着る。	
	衣服をきちんと身につける。	
	衣服を着すぎたり薄着になりすぎたりしない。	
社会	適切な服装で仕事やあそびをする。	
	午睡するときは、早く静かになる。	
(2) 望ましい経験	午睡時間中、便所に行かないでもいいようにする。	
	1 自分でできることは自分でする。	
	ひとりで衣服を着たり、脱いだり、履物をはいたりする。	
第III章 指導計画の作成とその運営		
2 年・月・週・日単位の指導計画とその運営		
(4)	7 1日の間に行われる経験に変化と調和をもたせ、かつ適当に休息させる。特に3才児を収容する幼稚園では、午睡をさせるのがよい。	

(筆者作成)

表-3 昭和39年 幼稚園教育要領内の基本的な生活習慣に関する記述

第1章 総則	
1 基本方針	
(2)	基本的な生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽生えをつちかうようにすること。
第2章 内容	
健康	
1	(1) 身体、衣服、持ち物、身近な場所などを清潔にする。
	(2) 不潔なものを口に入れず、ハンカチ、手ぬぐいなどは自分のものを使う。
	(3) 食事のしかたを身につけ、食べ物の好ききらいをしない。
	(4) 便所をじょうずに使う。
	(6) 伝染病やその他の病気について関心をもつ。
留意事項	ア 1に関する事項の指導にあたっては、常に家庭との連絡を密にし、幼児の年齢や発達程度に応じて、季節や時期などを考慮し、適切な機会をとらえて健康な生活に必要な基本的な習慣や態度をくりかえして指導し、しだいに身につけさせるようにすること。…中略…なお、1の(6)の指導にあたっては、手洗いやうがいなど日常の身近なことを実践させるとともに、視聴覚教材の利用などによって、伝染病やその他の病気の予防のしかたなどについて気づかせるようにすること。
社会	
1	個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。
留意事項	ア 1に関する事項の指導にあたっては、得に家庭との連絡を密にし、幼児の年齢や発達程度に応じて、適切な機会をとらえて、個人生活における基本的な習慣や態度を身につけ、次第に自主および自律の精神をつちかうようにすること。
第3章 指導および指導計画作成上の留意事項	
1 指導上の一般的留意事項	
(6)	基本的な生活習慣の形成にあたっては、常に一貫した方針をもってより基礎的なものからくり返して指導し、しだいに身につくようにすること。この際、適切な賞賛や注意を与えてそれを促進し、他律から自律へ進むように配慮すること。…略

(筆者作成)

表-4 平成元年 幼稚園教育要領内の基本的な生活習慣に関する記述

第1章 総則		
2 幼稚園教育の目標		
(1)	健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。	
第2章 ねらい及び内容		
健康		
1	ねらい (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	
2	内容	(5) 健康な生活のリズムを身に付ける
		(6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄(せつ)など生活に必要な活動をじぶんでする。
第3章 指導計画作成上の留意事項		
1 一般的な留意事項		
(6)	…特に、週、日などの指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味・関心の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。	
2 特に留意する事項		
(1)	基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、他の幼児とかかわりながら活動を展開する中で生活に必要な習慣を身に付けるよう援助すること。	
(2)	道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児がほかの幼児とかかわりの中で他人の存在に気づき相手を尊重する子持ちで行動ができるようにし、…略…	

(筆者作成)

表-5 平成10年 幼稚園教育要領内の基本的な生活習慣に関する記述

第1章 総則		
2 幼稚園教育の目標		
(1)	健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。	
第2章 ねらい及び内容		
健康		
1	ねらい (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	
2	内容	(5) 健康な生活のリズムを身に付ける
		(6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄(せつ)など生活に必要な活動をじぶんでする。
3	内容の取扱い (4) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。	
第3章 指導計画作成上の留意事項		
1 一般的な留意事項		
(3)	…特に、3歳児の入園については、家庭との連絡を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。	
(4)	…特に、週、日などの指導計画については、幼児の生活リズムに配慮し、幼児の意識や興味・関心の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。	

(筆者作成)

表-6 平成20年 幼稚園教育要領内の基本的な生活習慣に関する記述

第2章 ねらい及び内容		
健康		
1	ねらい	(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
2	内容	(5) 健康な生活のリズムを身に付ける (6) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄（せつ）など生活に必要な活動をじぶんでする。
3	内容の取扱い	(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への関心をもったりするなどし、進んでたべようとする気持ちが育つようにすること。 (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭の生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。
第3章 指導計画作成上の留意事項		
1 一般的な留意事項		
(3)	…特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。…略	
(5)	…特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活リズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。	

(筆者作成)

2. 1990（平成2）年 保育所保育指針における取扱い

1965（昭和40）年の保育所保育指針改訂以来20年間改訂が行われていなかったが、1989（平成元）年の幼稚園教育要領の改定を受けて保育所保育指針も改訂されることとなった。

1989（平成元）年の幼稚園教育要領から5領域となり、その1年後に改訂された保育所保育指針も当然5領域に変更されている。記載内容一覧は表-8の通りである。

内容としては、2歳児までは養護が中心となる保育内容であるため5領域に区分した内容とはなっていない。これは前回の1965（昭和40）年のときと同じ考えに基づいている。ただし1歳3か月未満児の区分については大きく変更されている。前回は1歳3か月未満をすべて一括りに述べていたが、この時期の発達は非常に急激であることを考慮して、2歳児までの区分を次のように規定した。①6か月未満、②6ヶ月から1歳3か月未満、③1歳3か月から2歳児未満、④2歳児、の4区分である。ゆえに、基本的な生活習慣に関する記述も、発達の区分によって記載されており、1歳3か月未満の①、②の区分の記述が増えている。

3歳児以降の保育内容について、基本的な生活習慣に関する内容は、特に領域「健康」の中に含まれている。基本的な取り扱いについては1965（昭和40）年と大きく変化をしてはいな

い。

前回の記述に関しては、山下俊郎の研究が反映されているためか、年齢段階における基本的な生活習慣の到達基準のような形で示されている。しかし、保育者の配慮に関する記述はほとんどされていない。今回の保育所保育指針では、年齢区分ごとに配慮事項が示されており、保育者がどのような配慮をすべきかを示している。また、内容の中にも「保育者の手助けにより」という記述が多く、保育者のかかわりを重視しながら基本的な生活習慣を無理なく身に付ける、という考え方を基本にしていることがうかがえる。

3. 1999（平成11）年 保育所保育指針における取扱い

前回改訂から10年後、1998（平成10）年の幼稚園教育要領の改定を受けての改訂である。前回から比べると、基本的な生活習慣に関する記載の変更はほとんどなかった。内容は表-9の通りである。この保育所保育指針から、「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」という新たな章ができ、延長保育、夜間保育などにおける配慮に関しての記載が新たに記されている。

表-7① 昭和40年 保育所保育指針内の基本的生活習慣に関する記述

第1章 総則	
1. 保育の原理	
(2)	じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境のなかで、健康、安全などの日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養うこと。
第3章 1歳3か月未満児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(1) 午睡、食事排便の時間が日常の生活の流れに合うようになる。 (2) ほ乳びん、コップ、スプーンなど身の回りの食器に慣れ、しだいに離乳が完成する。
2. 保育のねらい	
(1) 生活の流れを整えながら、基本的な習慣の芽ばえを養い、しだいに離乳の完成を図る。	
3. 望ましい主な活動	
生活	(1) 食事の前後や汚れたときに顔をてをふいてもらう。
	(2) ミルクをほ乳びんからよく飲み、離乳食に慣れてよく食べる。
	(3) 食べさせてもらうのを促したり待たたりする。
	(4) コップやスプーンを持とうとする。
	(5) おむつをかえてもらう。
	(6) 一定の時刻に便器にかけると、一応それに応ずる。
	(7) きまった時間に午睡をする。
	(8) 衣服を着せてもらったり脱がせてもらう。
	(9) 身体をふいてもらったり入浴をさせてもらう。
第4章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(1) 1日の生活の流れが少しずつわかり、身のまわりのことを自分でしようとする気持ちが始まる。
2. 保育のねらい	
(1) 自分でしようとする気持ちの芽ばえを養いながら、しだいに基本的な習慣が身につくようにする。	
3. 望ましい主な活動	
生活	(1) 食事の前後に顔を手をじっとしてふいてもらう。
	(2) 食卓の前にすわって、食べ物が出るのを待つ。
	(3) 手づかみで食べたり、スプーンで食べたりする。
	(4) ひとりで食べたり飲んだりしようとする。
	(5) 大体一定の時間に食べ終わる。
	(6) 自分の食べ物と他の子どもの食べ物との区別がつく。
	(7) 便所に行きたくになったらそれを保育者に知らせ、させてもらう。
	(8) 寝巻に着かえさせてもらい床の中に入れる。
	(9) 衣服の着脱のとき自分からしようとする。
	(10) 靴、帽子、パンツなどを脱ぐことに興味を持つ。
	(11) 脱いだものを自分の入れものに入れる。
	(12) 顔や手などきれいきたないことがわかる。
	(13) 促されると鼻をかもうとしたり、鼻しるがでていることを知らせる。
	(14) かたづけを促すあとに従って行う。
第5章 2歳児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(1) 食器の操作、排便、脱衣、手洗いなどを一応自分でやりたがる。
2. 保育のねらい	
(1) 自分でしようとする気持ちの芽ばえを養いながら、保育者の手助けを通して、基本的な習慣が身につくようにする。	
3. 望ましい主な活動	
健康	(1) 食事の前に促されて手を洗い、食事の後で顔をふく。
	(2) 食事中にこぼしたり、ひっくり返したり失敗しても、ほとんどひとりで食事をする。
	(3) 自分からあるいは促されて便所に行き自分で排便する。
	(4) 午睡をいやがることもあるが、一応指示に従って行う。
	(5) 衣服をひとりで脱ぐことができるようになり、簡単な衣服ならひとりで着る。
	(6) 顔をふく、手を洗う、鼻をかむなどが少しずつできるようになる。
4. 指導上の留意事項	
(4)	食事、午睡などは時間をいそがせないようにし、じゅうぶん落ちついたふんい気の中で行うように配慮すること。特に、排便のときは不快や不安の気持ちを起こさせないよう留意すること。

表-7② 昭和40年 保育所保育指針内の基本的な生活習慣に関する記述

第6章 3歳児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(1) 食事、排便、簡単な衣服の着脱など身のまわりのことがかなりの程度まで自分でできるようになる。
2. 保育のねらい	
3歳児の保育は、保母の養護と個々の子どもの要求をたいせつにしながら、基本的な習慣の自立を図り、・・・	
(1) 健康、安全で子どもが行動しやすい環境を整え、基本的な習慣の自立を図る。	
3. 望ましい主な活動	
健康	(1) 食事の前にひとりで手を洗う。
	(2) 食事中こぼすことが少なくなり、ひとりでじょうずに食べることができる。
	(3) 食べ物のなかにきらいなものがあっても、少しは食べる。
	(4) 排便のときはよごすことがあるが、ひとりでできる。
	(5) 排便の後始末はへたなことがあるが、適宜にひとりで便所に行く。
	(6) 午睡のときなかなか寝つかないものもあるが、保トンの衣服は自分で着脱できる。
	(7) 衣服の前後の区別がつかなくなったり、手伝いを要求することもあるが、ほとんどの衣服は自分で着脱できる。
	(8) 言われれば衣服を調節しようとする。
	(9) 手洗うや鼻をかむことがじゅうずになり、それをまじめに行う。
4. 指導上の留意事項	
(2) 身のまわりのことは自分で一応できるようになってきているので、手をかけてやるより自立できやすいように留意すること。	
第7章 4歳児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(1) 身のまわりのことは大体自立し、友達に対し簡単な世話を焼いたり、与えられた仕事の分担をすることを好む。
2. 保育のねらい	
(1) 自分でできることに喜びをもたせながら、健康生活に必要な習慣の自立を図る。	
3. 望ましい主な活動	
健康 (保健)	(1) 食前の手洗いを面倒がることもあるが、しなければならないことを知る。
	(2) 友だちと楽しく食事をする。
	(3) 便所をよごさないで使う。
	(4) 排便のあと、髪を使うことができる。
	(5) いやがる子どももあるが、静かに午睡や休息をする。
	(6) 衣服の着脱を順序よくする。
	(7) 促されて、帽子をかぶったり、衣服を調節する。
	(8) 面倒がることもあるが、手洗いや鼻をかんだり、顔を洗うことなどが大体できる。
	(9) 不潔なものを口に入れず、ハンカチや手ぬぐいなどは自分のものを使う。
4. 指導上の留意事項	
(2) 健康・安全生活に必要な習慣は、生活のいろいろな面において、折にふれてくり返し指導すること。	
第8章 5歳児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
基本的な習慣はほとんど自立し、細かい部分の注意を除いてはほとんど子どもに任せることができる。…	
2. 保育のねらい	
(1) 自分でできることの範囲を広げながら、健康生活に必要な習慣や態度を身につけさせる。	
3. 望ましい主な活動	
健康 (保健)	(1) 食事のしかたが身につく。
	(2) 食べ物の好き嫌いをしないように努める。
	(3) 排便のとき、ノックして入り、入ったら、戸をしめる。
	(4) 排便後のしまつをじょうずにする。
	(5) 運動や食事のあとは静かに休む。
	(6) ほとんどひとりで衣服を着脱し、必要に応じて、衣服の調節をする。
	(7) よごれたときは、自分で手を洗ったりしまつをする。
	(8) 身体や身のまわりを清潔にすることを喜ぶ。
第9章 6歳児の保育内容	
1. 発達上のおもな特徴	
発達の要点	(2) 健康、安全など日常生活に関するきまりや約束がわかり、それを守ることができる。
2. 保育のねらい	
(1) 身体や病気について関心をもたせ、健康生活に必要な習慣や態度を身につけさせる。	
3. 望ましい主な活動	
健康 (保健)	(1) 食べ物の好ききらいを言わない。
	(2) 食べ物と身体の関係について関心をもつ。
	(3) 便所をじょうずに使う。
	(4) 午睡や休息をするわけがわかり、しかたがじょうずになる。
	(5) 衣服の着脱がひとりでできる。
	(6) 衣服を適宜に調節して、遊びや仕事をする。
	(7) 清潔にしておくことが病気の予防と関係のあることがわかり、身体や衣服のあることがわかり、身体や衣服、持ち物などを清潔にするしかたを身につける。

(筆者作成)

表-8① 平成2年 保育所保育指針内の基本的な生活習慣に関する記述

第1章 総則	
1. 保育の原理	
(1) 保育の目標	イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
(2) 保育の方法	ウ 子どもの生活リズムを大切に、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにする。…略…
第2章 子どもの生活と発達の援助	
3	…子どもの活動には、大別して、食事、排泄、休息、衣服の調節などの生活に関わる部分と遊びの部分とがあるが、子どもの主体的活動の中心となるのは遊びである。…
第3章 6か月未満児の保育の内容	
2. ねらい	(2) 個々の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
3. 内容	(3) 体、衣服、身の回りがあるものを、常に生活しておく。 (7) 個々の子どもの生活のリズムを大切にしながら、安心してよく眠れるように環境を整える。 (8) おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。 (12) 授乳、食事の前後や汚れたときは、優しく言葉をかけながら顔を拭く。
4. 配慮事項	(6) 授乳や食事は清潔に行えるように配慮し、子どもの個人差や健康状態に十分に注意を払う。 (7) 睡眠に当たっては、環境条件や衣類、寝具などに注意するとともに、睡眠時の状態を十分観察する。
第4章 6ヶ月から1歳3か月未満児の保育の内容	
2. ねらい	(2) 一人一人の子どもの生活リズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。 (4) 離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。
3. 内容	(3) 体、衣服、身のまわりがあるものを、常に清潔な状態にしておく。 (5) 楽しい雰囲気の中で、喜んで食事ができるようになり、離乳を進めながら、次第に幼児食に移行させる。 (6) 個々の子どもの生活リズムを大切にしながら、眠るときは安心して十分に眠ることができるようにする。 (7) おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。 (8) 個々の子どもの排尿間隔を把握しながら、他の子どもたちの排泄する姿などを見ることによって便器での排泄への興味を持つようにする。 (10) 室内外の温度、湿度に留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。 (11) 食事の前後や汚れたときは、顔を拭いて、清潔になることの快さを喜ぶようにする。
4. 配慮事項	(4) 授乳、離乳は個々の子どもの県境状態や食欲に応じて行うとともに、発育・発達状態に応じて食費や調理形態に変化を持たせるなどして離乳を進め、適切な時期に離乳を完了し、幼児食に移行する。 (5) 食事においては、咀嚼や嚥下の発達を適切に促せるように、食品や調理形態に配慮し、子どもが自分からたべようとする食欲や行動を大切にしながら適切な援助を行う。 (6) 季節や個々の子どもの健康状態や活動状況に応じて睡眠できるように配慮し、また、睡眠中の状態の観察を怠ることなく、室温、衣服、寝具に配慮するとともに、起床後の健康状態や転落その他の事故が起きないように十分に注意する。 (7) 食事、排泄などへの対応は、個々の子どもの発育・発達状態に応じて、急がせることなく無理のないように行い、上手にできたときにはほめるなどの配慮をする。
第5章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育の内容	
2. ねらい	(3) 様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができるようにする。 (4) 個々の子どもの状態に応じて、睡眠等適切な休憩を用意し、快適に過ごせるようにする。 (5) 安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生える。
3. 内容	(3) 体、衣服、身のまわりがあるものを、常に清潔な状態にしておく。 (5) 楽しい雰囲気の中で、昼食や間食が食べられるようにする。 (6) スプーン、フォークを使って一人で食べようとする気持ちをもつようにする。 (7) 一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、安心して午睡などをし、適切な休息ができるようにする。 (8) おむつやパンツが汚れたら、優しく言葉をかけながら取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。 (9) 一人一人の子どもの排尿間隔を知り、おむつが汚れていない時に便器に座らせ、うまく排尿できた時にはほめるなどを繰り返し、便器での排尿に慣れるようにする。 (10) 室内外の温度、湿度に留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。 (11) 保育士の優しい言葉かけと援助で、衣服の着脱に興味を持つようにする。 (12) 食事の前後や汚れたときは顔を拭いて、きれいになった快さを感じることができるようにする。
4. 配慮事項	(3) 食欲や食事の好みに偏りが現れやすい時期なので、日時の心身の状態を把握しておき、無理なく個別に対応する。 (6) 食事は、個々の子どもの健康状態に応じ、無理に食べさせないようにし、自分でしようとする気持ちを大切に。また、食事のときは、一緒に噛むまねをして見せたりして、噛むことの大切さが身につくように配慮する。 (7) 睡眠に当たっては、個々の子どもに適した接し方をして、十分に眠れるようにする。また、目覚めるときは、適切に応じるようにする。 (8) 排泄は、ゆったりとした気持ちで対応し、子どもが自分から便器に座ってみようと思うような話し方、接し方をする。 (9) 衣類の着脱に当たっては、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。また、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。また、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。
第6章 2歳児の保育内容	
2. ねらい	(3) 楽しんで食事、間食をとることができるようにする。 (4) 昼寝など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。 (5) 安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。
3. 内容	(2) 生活環境を常に生活な状態に保つとともに、身のまわりの清潔や安全の習慣が少しずつ身につくようにする。 (4) 楽しい雰囲気の中で、自分で食事をしようとする気持ちを持たせ、嫌いなものでも少しずつ食べられるようにする。また、食事の後、保育士の助けによって、うがいなどを行うようにする。 (5) 落ち着いた雰囲気の中で十分に眠る。 (6) 自分から、あるいは保育士に言葉をかけてもらうなどして便所に行き、保育士が見守る中で自分で排泄する。 (7) 簡単な衣服は自分で脱ぐことができるようになり、手伝ってもらいながら一人で着るようになる。 (8) 顔を拭く、手を洗う、鼻を拭くなどを保育士の手を借りながら少しずつ自分で。
4. 配慮事項	(2) 食事、排便、睡眠、衣類の着脱など生活に必要な基本的な習慣については、個々の子どもの発育・発達状態、健康状態に応じ、十分に落ち着いたふんいきの中でできるようにし、また、その習慣形成にあたっては、自分でしようとする気持ちを損なわないように配慮する。 (3) 食事の前後、排泄の後などにおいては、自分で清潔にしようとする気持ちを持てるように配慮し、一人でできたときは十分にほめるようにする。

表-8② 平成2年 保育所保育指針内の基本的な生活習慣に関する記述

第7章 3歳児の保育内容		
1. 発達の主な特徴		
この時期までに、基礎的な運動能力は一応育ち、話し言葉の基礎もでき、食事・排泄などもかなりの程度自立できるようになってくる。		
2. ねらい		
(3) 楽しんで食事や間食をとることができるようになる。		
(4) 昼寝など適切な休息をさせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。		
(5) 食事、排泄、睡眠、衣服の着脱などの生活に必要な基本的な習慣が身に付くようにする。		
3. 内容		
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。	
健康	(1) 楽しい雰囲気の中で、様々な食べ物を進んで食べようとする。	
	(2) 排尿、排便は失敗することもあるが、適宜一人で行き、一人でする。	
	(3) 保育の手助けにより、昼寝などの休息を十分に取る。	
	(4) 保育の手助けを受けながら、衣服を自分で着し、調節しようとする。	
	(5) 保育の手助けにより、自分で手洗いや鼻をかむなどして清潔を保つ。	
4. 配慮事項		
健康	(1) 身の回りのことは一応自分でできるようになるが、自分でしようとする気持ちを大切にしながら、適切な援助するように配慮する。	
	(2) 食事は、摂取量に個人差が生じたり、偏食が出やすいので、個々の心身の状態を把握し、食事は楽しい雰囲気の中でとれるように配慮する。	
第8章 4歳児の保育の内容		
2. ねらい		
(3) 友達と楽しく食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。		
(4) 昼寝など適切な休息をさせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。		
(5) 自分でできることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を次第に身につける。		
3. 内容		
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。	
健康	(1) 楽しい雰囲気の中で、友達と一緒に食事をし、また、嫌いな食べ物でも少しずつ食べようとする。	
	(2) 排泄やその後の始末などは、ほとんど一人でする。	
	(3) 嫌がる子どももあるが、保育が言葉をかけることなどにより、昼寝や休息をする。	
	(4) 衣服などの着脱を順序よくしたり、そのときの気候や活動に合わせて適宜調節をする。	
	(5) 自分で鼻をかんだり、顔や手を洗うなど、身体を清潔にする。	
5. 配慮事項		
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣は、個々の子どもと保育の親密な関係に基づいて、日常生活の直接的な体験の中で身につくように配慮する。	
第9章 5歳児の保育の内容		
1. 発達の主な特徴		
子どもは、この時期、日常生活の上での基本的な習慣は、ほとんど自立し、細かい部分の注意を除けば、自分自身でできるようになり、・・・		
2. ねらい		
(3) 食事をすることの意味が分かり、楽しんで食事や間食をとるようにする。		
(4) 午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。		
(5) 自分でできることの範囲を広げながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。		
3. 内容		
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。	
健康	(1) 友達と一緒に楽しく食事をし、食事の仕方が身につく。また、体と食物の関係に関心を持つ。	
	(2) 排泄の後始末を上手にする。	
	(3) 昼寝や休息を自分でする。	
	(4) 一人で衣服を着脱し、必要に応じて衣服を調節する。	
	(5) うがい、手洗いの意味が分かり、身体や身の回りを清潔にする。	
4. 配慮事項		
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度が身につく、自分の体を大切にしようとする気持ちが育ち、自主的に行動することができるように配慮する。	
第10章 6歳児の保育の内容		
2. ねらい		
(3) 食べ物の好き嫌いを言わないで、楽しんで食事や間食をとるようにする。		
(4) 昼寝など適切な休息をさせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。		
(5) 身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。		
3. 内容		
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。	
健康	(1) 食べ物と体の関係について関心を持って食事をし、	
	(2) 便所を上手に使う。	
	(4) 衣服の着脱が一人ででき、衣服を適切に調節する。	
	(5) 清潔にしておくことが、病気の予防と関係があることが分かり、体や衣服、持ち物などを清潔にする仕方を身に付ける。	
5. 配慮事項		
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択することができるように配慮する。	
第12章 健康・安全に関する留意事項		
1. 日常の保育における保健活動		
(3)	カ	子どもの発育・発達や食欲、さらに咀嚼や嚥下の機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさや固さを増した食物を与え、将来のよい食習慣の基礎を養う。
(4)	イ	発達状態に応じて、排泄の自立のための働きかけを行うが、無理なしつけは自立を遅らせたり、精神保健上好ましくないで、自立を急がせないように留意する。
(5)	ア	虫歯の予防に努めるとともに、虫歯予防に関心を持たせる。
	イ	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、個々の子どものものを準備する。
	ウ	季節や活動状況に応じて、子どもの疲労に注意して、適切な休養がとれるように配慮する。また、休養の方法は、個々の子どもに適したものとし、必ずしも昼寝に限定することなく、心身の安静が保てるような環境の設定に配慮する。
	エ	昼寝のときには、個々の子どもの状態に応じて、寝つきや睡眠中及び起床時の状態を適宜観察するなどの配慮をする。

(筆者作成)

表-9① 平成11年 保育所保育指針内の基本的生活習慣に関する記述

第1章 総則	
1. 保育の原理	
(1) 保育の目標	イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
(2) 保育の方法	ウ 子どもの生活リズムを大切に、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにする。…略…
第2章 子どもの発達	
3	…子どもの活動には、大別して、食事、排泄、休息、衣服の調節などの生活に関わる部分と遊びの部分とがあるが、子どもの主体的活動の中心となるのは遊びである。…
第3章 6か月未満児の保育の内容	
2. 保育士の姿勢と関わりの視点	
…次第に睡眠と覚醒のリズムを整え、健康な生活リズムを作っていく。…	
3. ねらい	
(2)	一人一人の子どもの生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
4. 内容	
(7)	一人一人の子どもの生活のリズムを大切にしながら、安心してよく眠れるように環境を整える。
(8)	おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。
(11)	授乳、食事の前後や汚れたときは、優しく言葉をかけながら顔や手を拭く。
第4章 6ヶ月から1歳3か月未満児の保育の内容	
3. ねらい	
(2)	一人一人の子どもの生活リズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
(4)	離乳を進め、様々な食品に慣れさせながら幼児食への移行を図る。
4. 内容	
(3)	体、衣服、身のまわりにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
(5)	楽しい雰囲気の中で、喜んで食事ができるようにし、嘔吐医などと相談して離乳を進めながら、次第に幼児食に移行させる。
(6)	一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、眠いときは安心して十分に眠ることができるようにする。
(7)	一人一人の子どもの排尿感覚を把握しながら、おむつが汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。
(9)	室内外の温度、湿度二留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。
(10)	食事の前後や汚れたときは、顔や手を拭いて、清潔になることの快さを喜ぶようにする。
5. 配慮事項	
(4)	授乳、離乳は一人一人の子どもの興味状態や食欲に応じて行うとともに、発育・発達状態に応じて食費や調理形態に変化を持たせるなどして離乳を進め、適切な時期に離乳を完了し、幼児食に移行する。
(5)	食事においては、咀嚼や嚥下の発達を適切に促せるように、食品や調理形態に配慮し、子どもが自分からたべようとする食欲や行動を大切にしながら適切な援助を行う。
(6)	季節や一人一人の子どもの健康状態や活動状況に応じて睡眠できるように配慮し、また、睡眠中の状態の観察を怠ることなく、室温、衣服、寝具に配慮するとともに、起床後の健康状態や転落その他の事故が起きないように十分に注意する。
(7)	食事、排泄などへの対応は、一人一人の子どもの発育・発達状態に応じて、急がせることなく無理のないように行い、上手にできるときにはほめるなどの配慮をする。
第5章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育の内容	
3. ねらい	
(3)	様々な食品や調理形態に慣れ、楽しい雰囲気のもとで食べることができるようにする。
(4)	一人一人の子どもの状態に応じて、睡眠等適切な休息をとるようにし、快適に過ごせるようにする。
(5)	安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの活動を通して、自分でしようとする気持ちが芽生える。
4. 内容	
(3)	体、衣服、身のまわりにあるものを、常に清潔な状態にしておく。
(5)	楽しい雰囲気の中で、昼食や間食が食べられるようにする。
(6)	スプーン、フォークを使って一人で食べようとする気持ちをもつようにする。
(7)	一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、安心して午睡などをし、適切な休息ができるようにする。
(8)	おむつやパンツが汚れたら、優しく言葉をかけながら取り替え、きれいになった心地よさを感じることができるようにする。
(9)	一人一人の子どもの排尿間隔を知り、おむつが汚れていない時に便器に座らせ、うまく排尿できた時にはほめるなどを繰り返し、便器での排尿に慣れるようにする。
(10)	室内外の温度、湿度二留意し、子どもの健康状態に合わせて衣服の調節をする。
(11)	保育士の優しい言葉かけと援助で、衣服の着脱に興味を持つようにする。
(12)	食事の前後や汚れたときは顔や手を拭いて、きれいになった快さを感じることができるようにする。
5. 配慮事項	
(3)	食欲や食事の好みに偏りが現れやすい時期なので、日時の心身の状態を把握しておき、無理なく個別に対応する。
(6)	食事は、一人一人の子どもの健康状態に応じ、無理に食べさせないようにし、自分でしようとする気持ちを大切に。また、食事のときは、一緒に噛まねをして見せたりして、噛むことの大切さが身につくように配慮する。
(7)	睡眠に当たっては、一人一人の子どもに適した接し方をして、十分に眠れるようにする。また、目覚めたときは、適切に応じるようにする。
(8)	排泄は、ゆったりとした気持ちで対応し、子どもが自分から便器に座ってみようと思ふような話し方、接し方をする。
(9)	衣類の着脱に当たっては、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。また、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。また、自分でしようとするのを励ましたり、うまくできたときはほめるなどして、自分でしようとする気持ちを大切に。

表-9② 平成11年 保育所保育指針内の基本的な生活習慣に関する記述

第6章 2歳児の保育内容	
3. ねらい	
	(3) 楽しんで食事、間食をとることができるようにする。
	(4) 午睡など適切に休息の機会をつくり、心身の疲れを癒して、集団生活による緊張を緩和する。
	(5) 安心できる保育士との関係の下で、食事、排泄などの簡単な身の回りの活動を自分でしようとする。
4. 内容	
	(2) 生活環境を常に生活な状態に保つとともに、身のまわりの清潔や安全の習慣が少しずつ身につくようにする。
	(4) 楽しい雰囲気の中で、自分で食事をしようとする気持ちを持たせ、嫌いなものでも少しずつ食べられるようにする。また、食事の後、保育士の手助けによって、うがいなどを行うようにする。
	(5) 落ち着いた雰囲気の中で十分に眠る。
	(6) 自分から、あるいは言葉をかけてもらうなどして便所に行き、保育士が見守る中で自分で排泄する。
	(7) 簡単な衣服は自分で脱ぐことができるようになり、手伝ってもらいながら一人で着るようになる。
	(8) 顔を拭く、手を洗う、鼻を拭くなどを保育士の手を借りながら少しずつ自分でする。
5. 配慮事項	
	(2) 食事、排便、睡眠、衣類の着脱など生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の子どもの発育・発達状態、健康状態に及び、十分に落ち着いたふんいきの中でできるようにし、また、その習慣形成にあたっては、自分でしようとする気持ちを損なわないように配慮する。
	(3) 食事の前後、排泄の後などにおいては、自分で清潔にしようとする気持ちを持てるように配慮し、一人でできたときは十分にほめるようにする。
第7章 3歳児の保育内容	
1. 発達の主な特徴	
	子どもは、この時期までに、基礎的な運動能力は一応育ち、話し言葉の基礎もでき、食事・排泄などもかなりの程度自立できるようになってくる。
3. ねらい	
	(3) 楽しんで食事や間食をとることができるようになる。
	(4) 午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
	(5) 食事、排泄、睡眠、衣服の着脱などの生活に必要な基本的な習慣が身に付くようにする。
4. 内容	
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようになる。
健康	(1) 楽しい雰囲気の中で、様々な食べ物を進んで食べようとする。
	(2) 便所には適宜一人で行き、排尿、排便を自分でする。
	(3) 保育士に寄り添ってもらいながら、午睡などの休息を十分にとる。
	(4) 保育士の手助けを受けながら、衣服を自分で着脱する。
	(5) 保育士の手助けにより、自分で手洗いや鼻をかむなどして清潔を保つ。
5. 配慮事項	
健康	(1) 身の回りのことは一応自分でできるようになるが、自分でしようとする気持ちを大切にしながら、適切な援助をするように配慮する。
	(2) 食事は、摂取量に個人差が生じたり、偏食が出やすいので、一人一人の心身の状態を把握し、楽しい雰囲気の中でとれるように配慮する。
第8章 4歳児の保育の内容	
3. ねらい	
	(3) 友達と一緒に食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。
	(4) 午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。
	(5) 自分でできることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を次第に身につける。
4. 内容	
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようになる。
健康	(1) 食べられない者や嫌いなものでも少しずつ食べようとする。
	(2) 排泄やその後の始末などは、ほとんど自分でする。
	(3) 嫌がるときもあるが、保育士が言葉をかけることなどにより、午睡や休息をする。
	(4) 衣服などの着脱を順序よくしたり、そのときの気候や活動に合わせて適宜調節をする。
	(5) 自分で鼻をかんだり、顔や手を洗うなど、身体を清潔にする。
5. 配慮事項	
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣は、一人一人の子ともと保育士の親密な関係に基づいて、日常生活の直接的な体験の中で身につくように配慮する。

表-9③ 平成11年 保育所保育指針内の基本的生活習慣に関する記述

第9章 5歳児の保育の内容	
1. 発達の主な特徴	
子どもは、この時期、日常生活の上での基本的な習慣は、ほとんど自立し、自分自身でできるようになり、・・・	
3. ねらい	
(3) 食事をするごとの意味が分かり、楽しんで食事や間食をとるようにする。	
(4) 午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	
(5) 自分でできることの範囲を広げながら、健康、安全など生活に必要な基本的習慣や態度を身につける。	
4. 内容	
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。
健康	(2) 排泄の後始末を上手にする。
	(3) 午睡や休息を自分から進んでする。
	(4) 自分で衣服を着脱し、必要に応じて衣服を調節する。
	(5) うがい、手洗いの意味が分かり、身体や身の回りを清潔にする。
5. 配慮事項	
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度が身につく、自分の体を大切にしようとする気持ちが育ち、自主的に行動することができるように配慮する。
第10章 6歳児の保育の内容	
3. ねらい	
(3) できるだけ多くの種類の食べ物をとり、楽しんで食事や間食をとるようにする。	
(4) 午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	
(5) 身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的習慣や態度を身につける。	
4. 内容	
基礎的事項	(4) 食事、排泄、睡眠、休息などの生理的欲求が適切に満たされ、快適な生活や遊びができるようにする。
健康	(2) 自分の排泄の後始末だけでなく、人に迷惑をかけないように便所の使い方が上手になる。
	(4) 自分で衣服を着脱し、必要に応じて衣服を調節する。
	(5) 清潔にしておくことが、病気の予防と関係があることが分かり、体や衣服、持ち物などを清潔にする。
5. 配慮事項	
健康	(1) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択することができるように配慮する。
第11章 保育の計画作成上の留意事項	
3. 3歳未満児の指導計画	
…特に、1日24時間の生活が連続性を持って送れるように、職員の協力体制の中で、家庭との連携を密にし、生活のリズムや保険、安全面に十分配慮すること。	
10. 長時間にわたる保育	
長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活リズムや心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけて行うようにする。	
第12章 健康・安全に関する留意事項	
1. 日常の保育における保健活動	
(3)	キ 離乳食を始め、子どもの食事の調理は、清潔を保つように十分注意するとともに、子どもの発育・発達や食欲、さらに咀嚼や嚥下の機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさを増し、将来のよい食習慣の基礎を養うように心がける。…
(4)	イ 発達状態に応じて、排泄の自立のための働きかけを行うが、無理なしつけは自立を遅らせたり、精神保健上好ましくないので、自立を急がせないように留意する。
(5)	ア 虫歯の予防に努めるとともに、虫歯予防に関心を持たせる。
	イ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人の子どものものを準備する。
	ウ 季節や活動状況に応じて、子どもの疲労に注意して、適切な休養がとれるように配慮する。また、休養の方法は、一人一人の子どものに適したものとし、必ずしも午睡に限定することなく、心身の安静が保てるような環境の設定に配慮する。
	エ 午睡のときには、一人一人の子どもの状態に応じて、寝つきや睡眠中及び起床時の状態を適宜観察するなどの配慮をする。
第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など	
1	(2) …延長、夜間に及ぶ保育に当たっては、子どもの年齢、健康状態、生活習慣、生活リズムおよび情緒の安定を配慮した保育を行うように特に配慮する。…

(筆者作成)

4. 2008（平成20）年 保育所保育指針における取扱い

2008年の保育所保育指針から告示となり、保育現場においては今回の保育所保育指針を保育の基準として取り扱うという規制が生じたことになる。そのことが保育所の保育の幅を狭めないために、保育所保育指針は大綱化され、その記載内容は各部分でかなりの削減がなされている。詳しくは表-10の通りである。

基本的な生活習慣に関しては、具体的な記載はほとんどなくなっている。これまで山下の研究をもとにした基本的な生活習慣の発達基準が示されていたのであるが、今回の保育所保育指針では健康の領域に数項目、配慮事項に数項目の記載だけとなっている。また、食育基本法の制定を受け、今回より第5章3に食育の項目が設け

られているが、この内容に関しては本研究における基本的な生活習慣とは異なると考え、取り上げないこととする。

これほど基本的な生活習慣に関する記載が削減されたことが、保育所保育の保育内容に影響しないか気になるところである。保育所の歴史が長く、保育方法がある程度確立されている保育所においては、たとえ記載がなくとも基本的な生活習慣の重要性は理解されており、保育課程の中にも含まれていることが予想される。しかし、保育所不足から急増する新設保育所において、保育の基本となる保育所保育指針における基本的な生活習慣の記載がこのような少ないことは、保育内容の不足が生じないか危惧されるところである。

表-10 平成20年 保育所保育指針内の基本的な生活習慣に関する記述

第1章 総則		
1 保育の原理		
(1) 保育の目標	イ	健康、安全など生活に必要な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
(2) 保育の方法	イ	子どもの生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分発揮できる環境を整えること。
第2章 子どもの発達		
2 発達過程		
(4) おおむね2歳		歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、異物の着脱などの身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。…略…
(5) おおむね3歳		基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。…略…
(7) おおむね5歳		基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。…略…
第3章 保育の内容		
1 保育のねらい及び内容		
(1) 養護に関わるねらい及び内容		
ア(イ)	④	子どもの発達過程に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的にできるように適切に援助する。
イ(イ)	④	一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。
(2) 教育に関わるねらい及び内容		
ア健康	(ア) ねらい	③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
	(イ) 内容	⑤健康な生活リズムを身に付け、楽しんで食事をする。
		⑥身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。
2 保育の実施上の配慮事項		
(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項		
	イ	食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。
(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項		
	ア	生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮すること。
第4章 保育の計画及び評価		
1 保育の計画		
(3)	イ	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
第5章 健康及び安全		
3 食育の推進		
(1)～(4)まで記載有		

(筆者作成)

V. 結論

保育界において基本的生活習慣がどのように扱われてきたか、その変遷を幼稚園教育要領及び保育所保育指針の内容から分析をした。その結果、国の政策方針によりこれらの内容が変化しており、国の政策に沿った内容となっていることがわかる。基本的生活習慣に関する記述については、研究者である山下俊郎が作成に関与していた1965年（昭和40年）の保育所保育指針における記載は細かく、発達に沿った内容となっている。しかし現行の2008年改定保育所保育指針は、告示化に伴う大綱化により、基本的生活習慣の記載は非常に少なくなり、発達段階も明確には示されていない。このように、幼稚園や保育所の保育内容の基盤となるものであっても、国の方針や政策によって大きく内容が変更されるのである。本研究で注目している基本的生活習慣の扱いに関しては、幼児期の重要な発達課題であるにも関わらず、その記載内容が減少する傾向にあることがわかる。

本来、幼稚園や保育所の保育基準を示す幼稚園教育要領や保育所保育指針は、乳幼児の健全な発育・発達を考慮して作成されるべきものであろう。しかしながら、これまでの変遷を辿ると必ずしもそのようにはなっていない状況が見えてくる。今後も幼稚園教育要領や保育所保育指針は改定が繰り返されることが予想されるが、その内容に関しての検証を続けていく必要を感じる。

【引用文献】

- 1) 山下俊郎、『改訂幼児心理学』、巖松堂書店、p318（1953）

【参考文献】

- ・大岡ヨト、「幼稚園教育要領」（1956年）作成の政策的背景とその特質 「早稲田教育評論 26（1）」、pp. 141-157（2012）
- ・山下俊郎、幼児に於ける基本的生活習慣の研究（第一報告）、「教育 4（4）」、pp. 648-672（1936）
- ・山下俊郎、幼児に於ける基本的生活習慣の研究（第二報告）、「教育 5（1）」、pp. 93-110（1937）
- ・山下俊郎、幼児に於ける基本的生活習慣の研究（第三報告）、「教育 6（9）」、pp. 86-103（1938）
- ・山下俊郎、幼児の着衣行動の発達、「心理学研究 14（特集）」、pp. 91-92（1939）
- ・山下俊郎、幼児に於ける清潔の習慣の成立基準、「松本博士喜寿記念会 心理学研究」、pp. 553-565（1943）
- ・山下俊郎編、『発達段階を明らかにした指導計画のための 保育所保育指針解説』、ひかりのくに株式会社、（1965）
- ・「平成2年改訂保育所保育指針」、フレーベル館、（1990）
- ・「平成11年改訂保育所保育指針」、フレーベル館、（1999）
- ・「平成20年告示保育所保育指針」、フレーベル館、（2008）
- ・学習指導要領データベース <http://www.nier.go.jp/guideline/> 2012.11.3検索